

# 平成26年度 ぐんま緑の県民基金事業

## 実施報告書

### VI 資料集



## 【もくじ】

●	ぐんま緑の県民基金関係	
	・財源(ぐんま緑の県民基金)内訳	.....1
	・使い道(ぐんま緑の県民基金事業)内訳	.....1
	・繰越事業について	.....2
	・ぐんま緑の県民基金	.....3
	・ぐんま緑の県民基金の流れ	.....3
	・平成26年度ぐんま緑の県民基金積立実績	.....4
	・ぐんま緑の県民基金運用実績	.....4
	・寄附金の一覧	.....4
●	水源地域等の森林整備関係	
	・水源地域等の森林整備の事業内容	.....5
	(ぐんま緑の県民基金水源地域等の森林整備事業実施要綱 別表)	
	・5年間の整備計画	.....5
	・条件不利地森林整備事業イメージ	.....6
	・水源林機能増進事業イメージ	.....7
	・松くい虫被害地の再生事業イメージ	.....8
	・水源地域等の森林整備の実施状況について	.....9
	・水源地域等の森林整備事業【年度内完了一覧】	.....10
	・水源地域等の森林整備事業【繰越事業一覧】	.....11
●	森林ボランティア活動・森林環境教育の推進関係	
○	森林ボランティア活動の推進	
	・森林ボランティア支援センター	.....12
	・モリノワ	.....12
○	森林環境教育の推進	
	・経験者指導カリキュラム	.....13
	・基礎研修カリキュラム	.....13
●	市町村提案型事業関係	
	・平成26年度市町村提案型事業 市町村別 一覧	.....14
	・市町村提案型事業の事業内容	.....15
	(ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金交付要綱 別表1)	
	・市町村提案型事業実施報告書	.....16
●	制度運営関係	
○	普及啓発	
	・ポスター・リーフレットによる普及啓発	.....49
	・広報媒体を利用した普及啓発	.....49
	・出前講座・市町村説明実施状況	.....50
	・バスツアー	.....50
○	評価検証(評価検証委員会)	
	・ぐんま緑の県民基金評価検証委員	.....51
	・ぐんま緑の県民基金評価検証委員会開催状況	.....52
●	ぐんま緑の県民税の仕組み	.....54

● ぐんま緑の県民基金関係

財源（ぐんま緑の県民基金）内訳

		金額：千円	
区分	計画	実績	
財源	税金(ぐんま緑の県民基金税収相当額)	621,446	621,445
	寄附金	1,000	299
	運用益		12
	合計	622,446	621,755

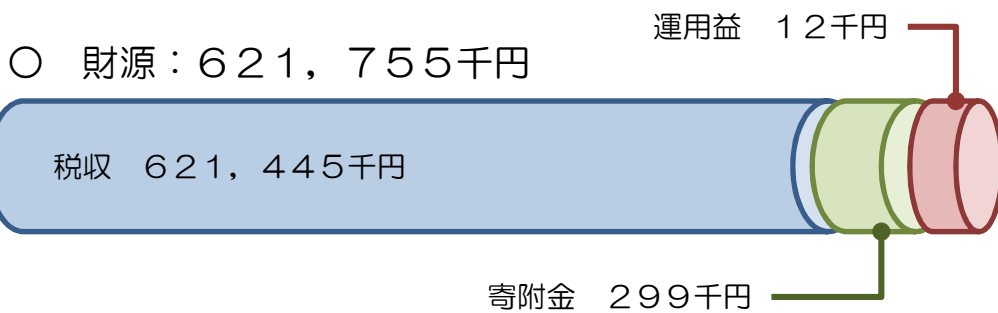
※端数処理のため合計値は一致しません

使い道（ぐんま緑の県民基金事業）内訳

		金額：千円					
区分	事業内容	計画値	実績値	計画	実績	担当課	
水源地域等の森林整備				386,092	78,081		
条件不利地 森林整備	地理的、地形的な条件により林業経営が成り立たず放置されている条件不利な森林の間伐等を実施	区域調査委託	970ha	977ha	322,196	53,810	
		実施調査委託	970ha	254ha			
		森林整備	360ha	—			
水源林機能増進	簡易水道等の上流部の森林で水源涵養機能等の低下が懸念される森林を整備し、水源涵養機能を増進	区域調査委託	150ha	410ha	40,250	17,788	
		実施調査委託	150ha	80ha			
		森林整備	50ha	—			
松くい虫被害地の再生	松くい虫被害木が放置され、笹竹が繁茂した森林をコナラやスギなどの森林に再生	区域調査委託	50ha	174ha	22,766	6,156	
		実施調査委託	50ha	32ha			
		森林整備	10ha	—			
事務費	旅費、備品、消耗品費	—	—	880	327		
ボランティア活動・森林環境教育の推進				6,314	4,611		
ボランティア活動の推進	ボランティア情報の収集と提供、指導や森林整備器具の貸出など一體的なサポートを行う森林ボランティア支援センターを整備	森林ボランティア支援センター設置 HP運用開始	H27.4	H26.10	5,100	3,718	
		取扱安全講習会	10回	11回			
		森林整備器具の貸出し	—	226名 47回			
森林環境教育の推進	森林環境教育を推進するため、専門知識を有した指導者を育成	指導者育成カリキュラム作成 受講者募集	—	—	1,214	893	
		指導者養成講座	4回 20名認定	4回 29名認定			
市町村提案型事業	地域の実情に合わせ市町村やボランティア団体等が取り組む事業を支援	①荒廃した里山・平地林の整備 ②貴重な自然環境の保護・保全 ③森林環境教育・普及啓発 ④森林の公有林化 ⑤独自提案事業	—	—	190,000	74,706	林政課
制度運営				40,040	37,309		
普及啓発	ぐんま緑の県民税への理解を深めるため、税のしくみ、森林の役割や大切さの普及啓発活動を実施	納税通知書に同封するチラシの作成	—	—	1,848	834	税務課
		普及資料の(チラシ・ポスター等)作成	—	—	2,936	1,825	林政課
		新聞広告 事業地等をバスで巡る 現地説明会	3紙 3回 (バス3台)	3紙 2回 (バス3台)			
評価検証	事業の内容検討・実績評価・効果検証などを行う第三者機関を運営	ぐんま緑の県民税評価検証委員会開催	3回	3回	595	408	林政課
		事業の客観的な効果検証を行うために必要な調査・分析	間伐前と間伐後の森林の状況を調査し、事業の効果を検証	20力所	20力所	663	663
ぐんま緑の県民税導入経費	市町村において、納税通知書にチラシを同封することに伴い増加する郵便料金・封入費用の実費相当額及び賦課徴収に係る事務手続の増加に対する経費相当額を負担	35市町村	35市町村	33,998	33,578	税務課	
合計				622,446	194,706		

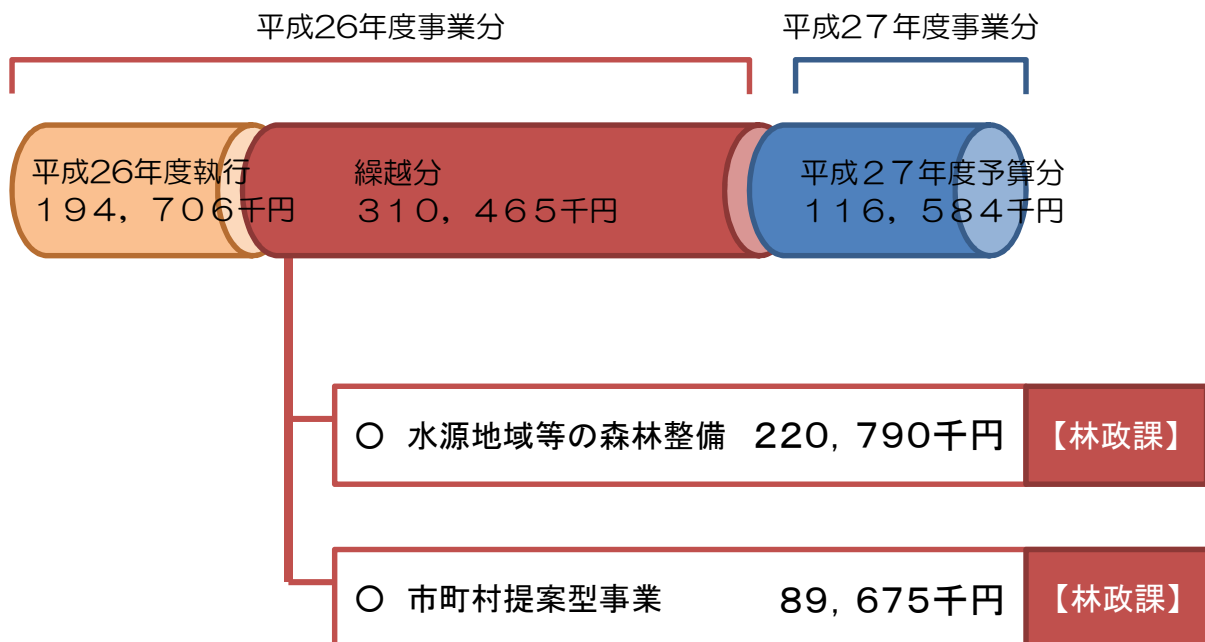
※端数処理のため合計値は一致しません

## 繰越事業について



※端数処理のため合計値は一致しません

### ○ 使い道



### ○ 繰越の状況について

・水源地域等の森林整備については、土地所有者からの承諾及び森林整備に必要な測量・毎木調査等が完了した森林のうち約400haの森林整備を発注しましたが、土地所有者等の施業界や境界等の再調整に時間を要したため、年度内に事業が完了しないことから、220,790千円を繰越しました。

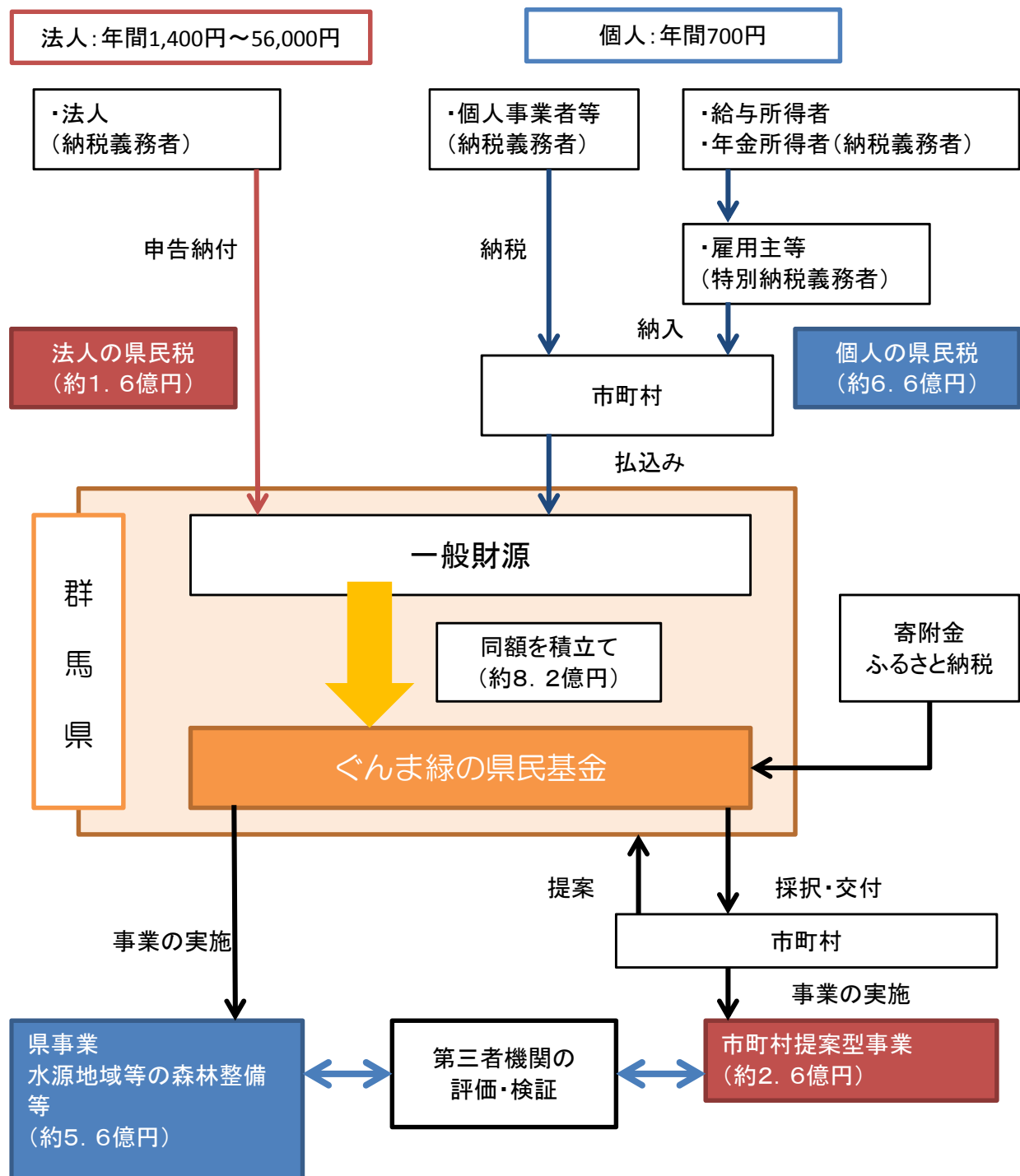
・市町村提案型事業については、採択した事業のうち土地所有者の合意形成などに時間を要したため、年度内に事業が完了しないことから、19事業、89,675千円を繰越しました。

## ぐんま緑の県民基金

○県民税はその使い道を特定されない普通税であるため、そのままではぐんま緑の県民税に相当する税収は、既存の県民税と区別できません。

そのため、「ぐんま緑の県民基金」を新たに設置し、ぐんま緑の県民税の税収に相当する額を積み立てます。その上で、毎年度必要となる額を基金から取り崩して森林環境を保全するための事業に充てることで、使い道の明確化を図ります。

## ぐんま緑の県民基金の流れ（※金額は平年ベース）



平成26年度ぐんま緑の県民基金積立額実績

(単位:円)

月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	合計
税収相当額	3,115,060	236,205,157	226,353,823	155,770,916	621,444,956
寄附金等	103,502	1,000	144,000	50,000	298,502
運用益				11,542	11,542
合計	3,218,562	236,206,157	226,497,823	155,832,458	621,755,000

ぐんま緑の県民基金運用実績

(単位:円)

年月日	寄附金 A	税収 B	運用益 C	取り崩し D	基金残高 E=A+B+C-D
H26.6.10	100,000				100,000
H26.7.31	3,502	3,115,060			3,218,562
H26.9.10	1,000				3,219,562
H26.10.31		236,205,157			239,424,719
H26.12.25	26,000				239,450,719
H27.1.30	118,000	226,353,823			465,922,542
H27.2.27	27,000				465,949,542
H27.3.31	10,000		11,542		465,971,084
H27.4.30	10,000				465,981,084
H27.5.29	3,000	155,770,916		194,706,267	427,048,733
合計	298,502	621,444,956	11,542	194,706,267	

平成26年度(H27.5.29時点)基金残高 (単位:円)

427,048,733

寄附金の一覧

(単位:円)

No.	寄附申込 年月日	氏名	住所	寄付額	備考
1	H26.4.29	(株)原田	県内	100,000	
2	H26.5.28	イオンリテール(株) 北関東・新潟カンパニー	県外	3,502	
3	H26.6.5	個人	県内	1,000	ふるさと納税
4	H26.9.16	個人	県外	1,000	ふるさと納税
5	H26.10.4	個人	県内	10,000	ふるさと納税
6	H26.11.3	個人	県外	5,000	ふるさと納税
7	H26.11.7	個人	県外	5,000	ふるさと納税
8	H26.11.12	個人	県外	5,000	ふるさと納税
9	H26.11.13	個人	県外	100,000	ふるさと納税
10	H26.11.16	個人	県内	10,000	ふるさと納税
11	H26.11.17	個人	県内	3,000	ふるさと納税
12	H26.11.30	個人	県外	5,000	ふるさと納税
13	H26.12.4	個人	県外	2,000	ふるさと納税
14	H26.12.6	個人	県外	3,000	ふるさと納税
15	H26.12.25	個人	県外	10,000	ふるさと納税
16	H26.12.28	個人	県外	10,000	ふるさと納税
17	H27.1.27	個人	県外	2,000	ふるさと納税
18	H26.2.4	個人	県外	10,000	ふるさと納税
19	H27.3.16	個人	県外	10,000	ふるさと納税
20	H27.3.22	個人	県外	3,000	ふるさと納税
合計				298,502	

## ● 水源地機等の森林整備関係

### 水源地機等の森林整備の事業内容（整備要件及び整備内容）

○水源地域等の森林整備事業の整備要件及び整備内容は次のとおりです。  
※ぐんま緑の県民基金水源地域等の森林整備事業実施要綱別表より抜粋

事業区分	森林整備の要件	森林整備の内容
条件不利地 森林整備事業	<p>林業経営が成り立たない森林であって、次のすべての要件を満たす森林であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 人工林であること。</li> <li>2 林道及び市町村道等からの距離が概ね200メートル以上の森林であること。</li> <li>3 森林経営計画認定森林でないこと。また、森林経営計画の作成が見込まれていない森林であること。</li> <li>4 過去15年以上森林整備が行われていない森林であること。</li> <li>5 市町村森林整備計画で定める公益的機能別施業森林であること。</li> <li>6 県と森林所有者等により事業実施後10年間の皆伐及び転用の禁止、並びに公益的機能別施業森林の伐期までの伐採制限を定めた協定を締結することができる森林であること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原則として、本数率で35%以上の除伐、間伐</li> <li>2 不成績造林地にあつては、広葉樹の生育があり、広葉樹の成林が見込まれる場合には、針広混交林へ誘導するための森林施業</li> <li>3 伐採木の玉切り、集積</li> <li>4 森林整備を実施する箇所までの幅員2m程度の簡易な作業路の開設</li> </ol>
水源林機能 増進事業	<p>市町村が管理する簡易水道等の水源の森林であつて、次のすべての要件を満たす森林であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 小流域に取水口がありそれに依存する簡易水道等の集水区域の森林であること。</li> <li>2 過密林であつて下層植生がないなどの森林整備が必要な森林であること。</li> <li>3 森林経営計画認定森林でないこと。また、森林経営計画の作成が見込まれていない森林であること。</li> <li>4 市町村森林整備計画で定める公益的機能別施業森林であること。</li> <li>5 県と森林所有者等により事業実施後10年間の皆伐及び転用の禁止、並びに公益的機能別施業森林の伐期までの伐採制限を定めた協定を締結することができる森林であること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原則として、本数率で35%以上の除伐、間伐</li> <li>2 不成績造林地であつて、広葉樹の生育があり、広葉樹の成林が見込まれる場合には、針広混交林へ誘導するための森林施業</li> <li>3 伐採木の玉切り、集積</li> <li>4 森林整備を実施する箇所までの幅員2m程度の簡易な作業路の開設</li> </ol>
松くい虫被害地 の再生事業	<p>松くい虫被害地であつて公益的機能が低下し、森林の再生が必要な森林で、次のすべての要件を満たす森林であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 松くい虫被害地の森林であること。</li> <li>2 松くい虫被害木の割合が50%以上であること。</li> <li>3 事業実施後保安林指定できる森林であること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被害木等の伐倒、玉切り、集積</li> <li>2 地拵え、植栽</li> <li>3 下刈、獣害防止施設等の設置</li> <li>4 広葉樹の生育があり、広葉樹の成林が見込まれる場合には、広葉樹林へ誘導するための森林施業</li> <li>5 森林整備を実施する箇所までの幅員2m程度の簡易な作業路の開設</li> </ol>

### 5年間の整備計画

○水源地域等の森林整備事業の5カ年(H26～H30)の整備計画は次のとおりです。

事業名	整備計画
条件不利地 森林整備事業	3, 500ha
水源林機能 増進事業	500ha
松くい虫被害地 の再生事業	200ha

# 条件不利地森林整備事業イメージ

林業経営が成り立たない森林であって、次のすべての要件を満たす森林であること。

- 1 人工林であること。
- 2 林道及び市町村道等からの距離が概ね200メートル以上の森林 であること。
- 3 森林経営計画認定森林でないこと。また、森林経営計画の作成が見込まれていない森林であること。
- 4 過去15年以上森林整備が行われていない森林であること。
- 5 市町村森林整備計画で定める公益的機能別施業森林であること。
- 6 県と森林所有者等により事業実施後10年間の皆伐及び転用の禁止、並びに公益的機能別施業森林の伐期までの伐採制限を定めた協定を締結することができる森林であること。

